

平成29年6月23日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 **十六銀行**

取締役頭取 **村瀬幸雄**

## 第242期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第242期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
- 第242期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告いたしました。
  - 第242期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当期末の配当金は、普通株式1株につき3円50銭と決定いたしました。

## 第2号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株に併合することが決定いたしました。なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日付けで定款変更の効力が発生します。その変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_\_は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
略	現行どおり
(発行可能株式総数) <b>第6条</b> 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>4億6,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) <b>第6条</b> 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>4,600万株</u> とする。
略	現行どおり
(単元株式数) <b>第8条</b> 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) <b>第8条</b> 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
略	現行どおり

## 第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、村瀬幸雄、池田直樹、太田裕之、廣瀬公雄、秋葉和人、水野友範、吉田均、高松泰治の8氏が再選され、新たに白木幸泰氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、吉田均、高松泰治の両氏は社外取締役であります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠監査役として小川晶露氏が選任され、その予選の効力は2年間となりました。なお、小川晶露氏は、社外監査役の要件を満たしております。

以 上

## 1. 期末配当金のお支払いについて

「第242期期末配当金計算書」をご確認ください。

配当金領収証払の株主さまには「期末配当金領収証」をお送り申しあげましたので、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にてお早めにお受け取りください。なお、「期末配当金領収証」は、お取引銀行の口座へご入金いただくこともできます。

また、銀行口座振込指定の株主さまには「配当金振込先のご確認について」をお送り申しあげましたのでご確認ください。

## 2. 株式併合に伴う当行株式のお取り扱いについて

当行は、本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合することをご承認いただきました。それに伴い、会社法の定めに従い、株主総会の定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日付けで定款変更の効力が発生します。

つきましては、当行株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数変更に伴う株主さまによる特段のお手続きの必要はございません。

### (1) 株式併合後のご所有株式数および議決権

株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

なお、株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、普通株式1株あたり純資産額は10倍となり、純資産等は変動しませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主さまは、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増請求制度」または「単元未満株式の買取請求制度」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

### (2) 1株未満の端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成29年12月頃にお送りする予定です。

## 【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、下記の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081東京都江東区東砂七丁目10番11号

電話 0120-232-711（フリーダイヤル）

受付時間 平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）